

# 《マイナンバーを利用した資格喪失手続きについて》

東京都弁護士国民健康保険組合

マイナンバーを用いた情報連携運用開始後、資格喪失手続きに関しては添付書類の省略が一部可能となります。

添付書類の省略が可能となる手続きは、下記①～⑤です。**資格喪失届と弁護士国保保険証及び組合員の本人確認書類(ご注意☆1)**が必要となります。

但し、確認までに一定の日数を要します。即日の手続き・資格喪失証明書の発行をご希望の場合、従来どおりの添付書類を添えて手続きをお願いします。(なお、資格喪失届の様式が変更となっております。)

## ① 健保組合・協会けんぽ(全国健康保険協会)加入による弁護士国保資格喪失手続き

従来は、資格喪失届、弁護士国保保険証原本及び新たに加入した「健保組合・協会けんぽの保険証のコピー」が必要でしたが、**「健保組合・協会けんぽの保険証のコピー」は不要となります。なお、資格喪失届には新たに加入した健保組合・協会けんぽの保険者番号、名称、記号番号及び資格取得日を記入してください。**

また、新たな健康保険の資格取得の確認までに、健保組合は資格取得日からおよそ8日程度、協会けんぽはおよそ1か月程度が想定されております。

但し、一部の健保組合や協会けんぽで情報確認ができない場合、従来どおり新たに加入した保険証コピーの提出を求める場合がございます。

※共済組合は現在情報連携運用が開始されていないため、保険証のコピーの提出が必要となります。

## ② 本組合の地域外へ転出、組合員と家族が別住所となったことによる資格喪失手続き

従来は、資格喪失届、弁護士国保保険証原本及び転出先の住民票が必要でしたが、**「転出先の住民票」は不要となります。なお、資格喪失届には、転出先の住所、区市役所への届出日、実際の異動日(転出・転入日)の記入をお願いします。**

また、転出の情報確認には転出先の区市役所に届出されてから1週間程度が想定されております。

## ③ 組合員と同一住所地であるが世帯分離したことによる家族の資格喪失手続き

従来は、資格喪失届、弁護士国保保険証原本及び世帯分離日の記載のある住民票が必要でしたが、**「世帯分離日の記載のある住民票」は不要となります。なお、資格喪失届には、区市役所への届出日、実際の異動日(世帯分離日)の記入をお願いします。**

また、この情報確認には区市役所に届出されてから1週間程度が想定されております。

#### ④ 海外転出による資格喪失手続き

従来は、資格喪失届、弁護士国保保険証原本及び海外転出予定日の記載のある住民票が必要でしたが、「海外転出予定日の記載のある住民票」は不要となります。なお、資格喪失届には、必ず区市役所へ転出の届出をされたうえで、区市役所への届出日、実際の異動日(海外への転出日)の記入をお願いします。

また、この情報確認には区市役所に届出され、実際の異動日(海外への転出日)を経過してから1週間程度が想定されております。

#### ⑤ 死亡による資格喪失手続き

従来は、資格喪失届、弁護士国保の保険証原本及び死亡の事実を証明する書類が必要でしたが、「死亡の事実を証明する書類」は不要となります。なお、資格喪失届には、区市役所への届出日、死亡日の記入をお願いします。

また、この情報確認には区市役所に届出されてから1週間程度が想定されております。(組合員が逝去され資格喪失手続きを弁護士国保加入者以外のご家族の方が届出される場合、追加して続柄を確認させていただく書類が必要になることもございます。)

### ご 注 意

☆1 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(個人番号法)」に基づき、個人番号を利用する手続きでは、組合員本人確認書類(①個人番号確認と②身元確認)が必要となります。(コピー可)

#### ① 個人番号確認書類

組合員本人の個人番号の確認が必要になります。

・個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票(いずれか1点)

#### ② 身元確認書類(公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し)いずれか1点

**\*組合員本人のみ、ただし組合員死亡の場合は申請者**

・運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等

上記の顔写真付きの身分証がない場合

・健康保険証、年金手帳、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、納税証明書等

個人番号カードの両面の写しの場合は上記①②の確認ができます。

#### 個人番号の記載が困難な場合

個人番号がわからない場合など、記載が困難な場合は、個人番号の記載が無くても届出受理し、情報連携により手続きを行い、(※)の書類については、省略が可能となる場合があります。この場合は個人番号確認書類・身元確認書類は添付不要です。

- ☆2 区市町村国保への異動、共済組合への加入、事務職員の退職、弁護士登録の抹消、東京三  
会、神奈川県、埼玉、千葉県以外の弁護士会への所属変更は従来どおりの手続きとなります。
- ☆3 法人事務所等に勤務され、健康保険の適用除外承認を受け、弁護士国保に加入されている  
方は、退職証明書か厚生年金資格喪失確認通知書の写しの提出が必要となります。
- ☆4 情報が確認できない場合や記載された内容と情報に相違がある場合、諸事情により後日追加  
書類の提出をお願いする場合がございます。
- ☆5 過納となりました保険料に関しては還付となります。還付は手続き完了月(情報確認できた月)  
の翌月末となります。手続き完了月が届出月の翌月以降となる場合、還付が遅れます。ご了承  
ください。
- ☆6 弁護士国保にマイナンバーの登録がない場合、添付書類の省略はできません。

(H30.01.22)